

白糠町暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白糠町（以下「町」という。）が発注する建設工事その他町の事務又は事業から暴力団等の不当介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の定めるもののほか、設計、測量、地質調査、道路清掃、技術資料作成業務及び物品・委託役務などの調達契約をいう。
- (2) 入札参加資格 町が発注する建設工事等に関する地方自治施行令第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (6) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事、その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

(誓約書の徴収等)

第3条 町長は、白糠町財務会計規則（昭和58年規則第15号）第121条第1項（第135条第1項において準用する場合を含む。）の規定による入札参加資格の審査を行う場合においては、入札参加資格の認定を受けようとする者（以下

「申請者」という。) に対し、当該者が排除対象者ではない旨を表明した誓約書(別記様式第1号)の提出を求めるものとする。

- 2 町長は、申請者が前項に規定する誓約書を提出しないときは、当該者の入札参加を認めないものとする。

(入札参加除外の措置等)

第4条 町長は、入札参加資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)が、別表各号に掲げる措置要件の一に該当すると認めるときは、建設工事等業者指名委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、同表に定める期間において、当該入札参加資格者を町が発注する建設工事等から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。

- 2 前項の規定は入札参加除外措置を受けた入札参加資格者を構成員とする経常建設共同企業体についても適用する。

- 3 町長は、入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加資格者に対し入札参加除外措置通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(入札参加除外措置の解除)

第5条 町長は、前条の規定に基づき、入札参加除外措置を行った入札参加資格者(以下「入札参加除外者」という。)が、次の各号の全てに該当する場合は、委員会の審議を経て、入札参加除外措置を解除することができる。

- (1) 入札参加除外措置の事由となった措置要件ごとに、別表に定める期間を経過していること。
- (2) 入札参加除外者から入札参加除外措置解除申出書(別記様式第3号)による入札参加除外措置の解除の申出があること。
- (3) 別表のいずれの措置要件にも該当する事実がなくなったこと。

- 2 町長は、前項の場合において、当該入札参加除外者に対して、別表の措置要件に該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

- 3 町長は、入札参加除外措置を解除したときは、当該入札除外者に対し入札参加除外措置解除通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(勧告措置等)

第6条 町長は、入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、入札参加資格者に対し、必要な措置を行うよう勧告又は注意喚起をすることができる。

(入札参加資格審査の申請からの排除)

第7条 町長は、入札参加資格審査を行うに当たり、入札参加除外者の申請を認めないものとする。

(一般競争入札からの排除)

第8条 町長は、建設工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者に入札参加資格を認めてはならない。

2 町長は、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 町長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第9条 町長は、建設工事等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 町長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 町長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第10条 町長は、入札参加除外者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から町長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止及び下請負契約の解除)

第11条 町長は、入札参加除外者及び町の入札参加資格の有無にかかわらず釧路方面釧路警察署(以下「警察」という。)から別表の措置要件に該当する旨の通知等を受けた者を町発注の建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。以下同じ。)とすることを認めてはならない。

2 町長は、契約の相手方が入札参加除外者及び町の入札参加資格の有無にかかわらず警察から別表の措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を下請負人又は受任者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前2項及び前3条の規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設工事共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第12条 町長は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるような措置を講じるものとする。

（不当介入に対する措置）

第13条 町長は、契約の相手方が契約履行に当たって、暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、町長への報告を求めるとともに、警察への届出を指導しなければならない。

2 町長は、契約の相手方の下請負人等が、暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、契約の相手方に指導を求めるものとする。

3 町長は、契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、適切に報告、届出が行われたと認められる場合にあって、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

第14条 町長は、本要綱の運用に当たっては、警察との密接な連携のもと行うものとする。

（入札参加除外措置等の公表）

第15条 町長は、第3条に基づき入札参加除外措置等を行ったときは、入札参加除外者の名称、所在地、除外措置の期間等を公表することができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から12月 ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。（以下、措置要件6の期間まで同じ。）
2 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から9月
3 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から9月
4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から9月
5 入札参加資格者及びその役員等がした下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記1から4までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から3月以上6月以内
6 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団員から不当介入等を受けたときに行うべき町への報告及び町への指導に基づく警察への届出について、特別の事情もなく、その報告及び届出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から3月以上6月以内

別記様式第2号（第4条関係）

入札参加除外措置通知書

文書番号
年 月 日

様

白糠町長



白糠町が発注する契約から除外する措置を講じましたので通知します。

記

1 入札参加除外措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 入札参加除外措置を行う理由

3 入札参加除外の内容

- (1) 本町が実施する入札等に参加することはできません。
- (2) 本町と契約を締結することはできません。
- (3) 本町が発注する契約の下請負人及び受託者となることはできません。
- (4) 既に契約済である場合は、契約を解除します。

別記様式第3号（第5条関係）

入札参加除外措置解除申出書

年 月 日

白糠町長 様

（住所又は所在地）

（商号又は名称）

（代表者職・氏名）

⑩

（連絡先）

私は、 年 月 日付け（文書番号）により入札参加除外措置を受けましたが、入札参加除外措置理由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、入札参加除外措置の解除をお願いします。

別記様式第4号（第5条関係）

入札参加除外措置解除通知書

文書番号

年 月 日

様

白糠町長

印

年 月 日付け（文書番号）で通知した入札参加除外措置を解除したので通知します。

記

解除期日

年 月 日